

大阪府、大阪市と株式会社 Soracle との空飛ぶクルマのビジネス化の推進に向けた連携協定

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）と株式会社 Soracle（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することによって、空飛ぶクルマのビジネス化の推進に向けた取組の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- （1）大阪を中心とする関西地域の空飛ぶクルマの運航ネットワーク形成に関する事項
- （2）空飛ぶクルマ関連ビジネスのワンストップ型展開支援に関する事項
- （3）救急医療、災害時における支援等に関する事項
- （4）その他、この協定の目的に資する事項

2 前項に規定する事項に関する連携・協力を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。なお、連携・協力の具体的な内容については、本協定の別紙「大阪府、大阪市と株式会社 Soracle との空飛ぶクルマのビジネス化の推進に向けた連携協定について」（以下「別紙」という。）並びに甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に規定する期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも、書面による協定終了の申出がない場合は、満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（変更及び解約）

第4条 この協定の変更又は解約は、甲、乙又は丙のいずれかの申出に基づき、甲、乙及び丙の協議によって行うものとする。本協定の変更は3者合意の上、記名押印によるものとする。なお、別紙については、これによらず3者合意にて変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のいずれかが、次の各号のいずれかに該当するときは、他の当事者は何らの通知も要せず、この協定を解約することができる。

- （1）反社会的勢力と社会通念上非難される関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

- (2) 他の当事者に対して、脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
 - (3) 他の当事者の信用を失墜させ、又は業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、この協定を解約した者は、この協定が解約されたことによって他者に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく取組の実施に当たり知り得た個人情報及び相手方の一切の営業上又は技術上の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の終了後も存続するものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月10日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事

乙：大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

丙：東京都中央区日本橋小伝馬町7-16

株式会社 Soracle

代表取締役 太田 幸宏